

長崎県立大学大学院研究科長に関する規程

〔平成20年11月5日〕
規程第52号

改正 平成26年12月2日規程第20号
改正 平成27年3月3日規程第37号
改正 平成29年12月5日規程第27号
改正 平成31年2月5日規程第2号
改正 令和2年2月4日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第6条の規定に基づき、長崎県立大学大学院の各研究科長（以下「研究科長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [令和2年規程第8号]

(職務)

第2条 研究科長は、次の各号に掲げる業務を掌理し、研究科を円滑に運営するものとする。

- (1) 研究科の会議に関する事
- (2) 研究科における所属教員の服務及び研修等に関する事
- (3) 研究科の教育課程に関する事（専攻の教育課程に関する事項を除く。）
- (4) その他研究科の運営に関する事

一部改正 [令和2年規程第8号]

(選考)

第3条 地域創生研究科長は、大学院学則第6条第2項の規定により、副学長をもって充てる。

2 人間健康科学研究科長は、地域創生研究科人間健康科学専攻長をもって充てる。

一部改正 [令和2年規程第8号]

(任期)

第4条 研究科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

一部改正 [令和2年規程第8号]

(解任)

第5条 学長は、研究科長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他研究科長たるに適しないと認めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反があるとき
- 2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該研究科長に対し弁明の機会を与えるものとする。

一部改正 [令和2年規程第8号]

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

一部改正 [平成27年規程第37号、令和2年規程第8号]

附 則

改正 平成26年12月2日規程第20号

改正 平成29年12月5日規程第27号

改正 平成31年2月5日規程第2号

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に研究科長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 平成27年4月1日に任命される研究科長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 平成30年4月1日に任命される研究科長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 5 平成31年4月1日に任命される研究科長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則 (平成26年12月2日規程第20号)

この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日規程第37号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月5日規程第27号)

この規程は、平成29年12月5日から施行する。

附 則 (平成31年2月5日規程第2号)

この規程は、平成31年2月5日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日規程第8号)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から経済学研究科が存続する間に任命される経済学研究科長は、地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長をもって充てる。
- 3 令和2年4月1日から国際情報学研究科が存続する間に任命される国際情報学研究科長は、学長の指名に基づき地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長又は地域創生研究科情報工学専攻長のいずれかをもって充てる。